

●香川県告示第88号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の変更の届出があった。

平成31年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成31年3月25日

2 所在地

高松市郷東町142番地1

3 名称

一般財団法人香川県交通安全協会

4 売りさばき場所

変更前 三豊市高瀬町下勝間2516番地4 三豊警察署内

変更後 三豊市高瀬町下勝間2335番地1 三豊警察署内